

岩手県監査委員告示第28号

監査結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月12日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立花北青雲高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和元年12月3日

イ 本監査実施日 令和2年1月28日

（3） 監査結果の公表の日 令和2年3月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の執行に当たり、完成検査の内容が不適当なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	完成検査において、設計書の規格と現品の照合を徹底し、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立金ヶ崎高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和元年11月28日

イ 本監査実施日 令和2年1月31日

（3） 監査結果の公表の日 令和2年3月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	備品登録をしていなかったアップライトピアノ2台は、令和元年12月5日に登録手続を行った。 今後は、備品の修理等を実施する場合、備品管理一覧表や「チェックシート」を用いて現物確認の徹底と予算執行の関係帳票に添付するなどして、再発防止に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 岩手県立千厩高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和元年10月31日

イ 本監査実施日 令和2年1月8日

（3） 監査結果の公表の日 令和2年3月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 勤勉手当の支給に当たり、支給すべきでない者に支給しているものが1件、145,570円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 支給すべきでない者に支給されていた期末勤勉手当1件、145,570円は、令和元年11月19日に返納した。 今後は、当該手当の支給等に関する規則等の写しを添

イ 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

付して減額等の決裁手続を行うこととし、担当者以外の事務職員と事務長の確認を強化し、再発防止に努めることとした。

イ 備品登録をしていなかったアップライトピアノ1台は、令和元年11月19日に登録手続を行った。

今後は、すべての備品の「備品点検票」を作成し、事務担当者と備品供用者が確認することとした。

また、備品の修理等を実施する場合、備品管理一覧表や備品点検票を添付することとし、再発防止に努めることとした。